

第 2026 練 号

通所介護  
(デイサービスセンター)

重要事項説明書

社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団

2026年4月1日改定版

通所介護利用契約  
重要事項説明書  
＜令和8年4月1日現在＞

1 施設の概要

(1) 名称・所在地等

施設名称	練馬デイサービスセンター
所在地	東京都練馬区練馬二丁目24番3号
介護保険指定番号	1372004992
送迎サービス提供 対象地域 ※	練馬区内

※ 上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制 ( )内は、男性再掲

		資格など	常勤	非常勤	計
管理者(兼務)		社会福祉士	1名(1)	名( )	1名(1)
生活相談員(兼務)		介護支援専門員など	5名(3)	名( )	5名(3)
栄養士(兼務)		管理栄養士	名( )	1名( )	1名( )
機能訓練指導員(兼務)		理学療法士など	名( )	5名(4)	5名(4)
介護・看護職員	看護師(兼務)	看護師免許	1名( )	2名( )	3名( )
	准看護師(兼務)	准看護師免許	名( )	名( )	名( )
	介護士(兼務)	介護福祉士	4名(2)	3名( )	7名(2)
	介護士(兼務)	ヘルパー2級など	名( )	4名(1)	4名(1)
	介護士(兼務)	その他	1名( )	1名( )	1名( )
送迎員(兼務)			名( )	8名(7)	8名(7)
その他		介護補助	名( )	1名(1)	1名(1)

※ 管理者(1名)は生活相談員(1名)と兼務

※ 生活相談員(5名)のうち(4名)は介護士と兼務

※ 栄養士は他のデイサービス、特別養護老人ホームと兼務

- ・練馬区立区民ホール管理業務
- ・地域包括支援センター運営業務
- ・介護予防支援事業

## (2) 運営方針

事業団は、当施設において、お客様に対し、事業団経営理念および介護サービス理念に基づき、健全な環境のもとで、社会福祉事業に対する熱意および能力を有する職員による適切な援助を行うよう努めます。

ア 通所介護計画に基づき、お客様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

イ お客様の意思および人格を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供します。

ウ 明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、保健医療サービスと密接に連携します。

## 3 サービス内容

### (1) 通所介護計画

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下「担当ケアマネジャー」といいます。）が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、お客様の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。

通所介護計画の作成に当たっては、その内容について説明し、同意を得ます。

通所介護計画の内容について、同意を得られたときは、通所介護計画書を交付します。

### (2) 運動、レクリエーション、趣味活動

お客様のご要望を伺った上で、運動、レクリエーションや趣味活動に参加していただくことができます。

### (3) 送迎

送迎サービス提供対象地域の中で、必要な方に送迎を実施します。

### (4) 食事

昼食とおやつをご提供します。

昼食は概ね正午から午後1時の間に食堂などでおとりいただきます。

### (5) 入浴

必要な方に、入浴のサービスを実施いたします。

### (6) 個別機能訓練

機能訓練指導員を配置し、運動機能訓練の必要な方に個別の機能訓練実施計画を

お客様のご事情により銀行などの口座振替ができなかった場合および口座振替が始まるまでは、事業団が指定する銀行などの口座に利用料金合計額をお振込みください。現金によるお支払いも可能です。

手数料はお客様のご負担となります。

事業団は、お支払い確認後、領収書を発行します。

## 5 施設の利用方法

### (1) サービスの利用開始

事業団との間で契約を締結していただきます。

契約締結時に必要な書類は以下のとおりです。

#### ① 必ず確認させていただくもの

ア 介護保険被保険者証

イ 介護保険負担割合証

#### ② お持ちの方のみ確認させていただくもの

ア 介護保険負担限度額認定証

イ 生活困窮者に対する利用者負担額軽減確認証

ウ その他利用者負担額の軽減制度に関する認定証など

### (2) サービスの終了（契約の終了）

#### ① お客様のご都合でサービスの利用を終了される場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに、文書などでお申し出ください。

#### ② 自動終了

以下のいずれかの場合は、自動的にサービスの提供を終了いたします。

ア お客様が、介護保険施設などに入所された場合

イ お客様の要介護認定区分が非該当（自立）、要支援（要支援1～要支援2）

または介護予防・日常生活支援総合事業の対象者と認定された場合

ウ お客様が亡くなられた場合、もしくは被保険者資格を喪失された場合

#### ③ その他

以下の場合、センターは文書で通知することにより即座にサービスの利用を終了させていただく場合があります。

ア お客様が料金の支払を正当な理由がなく2か月以上遅延し、相当期間を定め  
た催告にもかかわらず支払われないとき

イ お客様またはそのご家族が、事業団、サービス従事者または他のお客様に対して、暴言、セクシャルハラスメント（性的いやがらせ）、暴力などの不適切な言動をし、本契約を継続しがたいとき

ウ お客様またはそのご家族が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をし、

を賠償します。

## 9 虐待防止のための措置

事業団では、虐待防止のための指針を整備しています。虐待防止に関する担当者を置き、虐待防止等に係る対策を検討するための委員会を定期的開催し、職員に十分に周知しています。また、虐待防止のための研修を定期的実施し、虐待の発生及び再発を防止するための措置を講じています。

## 10 非常災害対策

事業団では、非常災害に関する防災設備を備えると共に、定期的に避難訓練や防災訓練を行っています。非常災害時には、職員の指示に従ってください。

サービス利用時間中に災害が発生し、事業団がお客様をご自宅にお送りできない場合は、ご家族にお迎えを要請することがあります。

## 11 個人情報保護の取組み

事業団では、事業団個人情報の保護に関する規程を定め、プライバシーポリシーを策定しています (<http://www.nerima-swf.jp/privacy/>)。

## 12 第三者評価の実施状況等

実施状況	あり	直近の実施日	令和7年10月29日
結果の開示	あり	評価機関名	株式会社 ケアシテムズ

## 13 サービス内容に関する相談・苦情

### (1) 施設のお客様相談・苦情担当

練馬デイサービスセンター 生活相談員 蓑毛清史

電話 03(5984)1701

(月曜～土曜 午前9時～午後5時)

### (2) その他

次の相談・苦情窓口などでも受け付けています。

#### ① 練馬区社会福祉事業団 サービス向上担当課

受付時間：月曜～金曜 午前9時～午後5時

(土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日は休業)

電話 03(6758)0140

#### ② 地域包括支援センター

お客様の住所地を担当する地域包括支援センター

(別表)

通所介護概算料金表（1割・2割・3割）

(1) 基本料金（概算）

通常規模型通所介護 8時間以上9時間未満の場合

区 分	1日あたりの金額	1日あたりの自己負担額（端数繰上げ）		
		1割	2割	3割
要介護1	7,292円	730円	1,459円	2,188円
要介護2	8,621円	863円	1,725円	2,587円
要介護3	9,973円	998円	1,995円	2,992円
要介護4	11,346円	1,135円	2,270円	3,404円
要介護5	12,731円	1,274円	2,547円	3,820円

通常規模型通所介護 7時間以上8時間未満の場合

区 分	1日あたりの金額	1日あたりの自己負担額（端数繰上げ）		
		1割	2割	3割
要介護1	7,172円	718円	1,435円	2,152円
要介護2	8,469円	847円	1,694円	2,541円
要介護3	9,810円	981円	1,962円	2,943円
要介護4	11,150円	1,115円	2,230円	3,345円
要介護5	12,513円	1,252円	2,503円	3,754円

通常規模型通所介護 6時間以上7時間未満の場合

区 分	1日あたりの金額	1日あたりの自己負担額（端数繰上げ）		
		1割	2割	3割
要介護1	6,365円	637円	1,273円	1,910円
要介護2	7,510円	751円	1,502円	2,253円
要介護3	8,676円	868円	1,736円	2,603円
要介護4	9,820円	982円	1,964円	2,946円
要介護5	10,987円	1,099円	2,198円	3,297円

通常規模型所介護 5時間以上6時間未満の場合

区 分	1日あたりの金額	1日あたりの自己負担額（端数繰上げ）		
		1割	2割	3割
要介護1	6,213円	622円	1,243円	1,864円
要介護2	7,335円	734円	1,467円	2,201円
要介護3	8,469円	847円	1,694円	2,541円
要介護4	9,592円	960円	1,919円	2,878円
要介護5	10,725円	1,073円	2,145円	3,218円

③ 超過料金

施設の営業時間（午前8時30分～午後5時30分）を超過して利用された場合は、超過時間30分につき500円をいただきます。

④ キャンセル料

お客様のご都合でサービスの利用を中止する場合、取消しの時期に応じ、以下のキャンセル料がかかります。

利用日の前営業日の午後5時30分まで無料

利用日の前営業日の午後5時30分以降 400円

（サービス利用中のキャンセル、当日の無連絡を含む）

施設の営業日は月曜日～土曜日です（日曜日及び12月31日から1月3日は休業日になります。）。キャンセル対象が月曜日の場合は特にご注意ください。

以上はあくまで概算ですので、実際にご負担いただく額とは若干異なります。

通所介護のサービス提供にあたり、お客様に本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明日 令和 年 月 日

事業者 住所 東京都練馬区光が丘六丁目4番1号  
名称 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団  
代表者 理事長 臼井 素子

(説明者)

住所 東京都練馬区練馬二丁目24番3号  
名称 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団  
練馬デイサービスセンター  
生活相談員 蓑毛 清史

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

同意日 令和 年 月 日

お客様

氏名 \_\_\_\_\_

代理人（お客様との関係 \_\_\_\_\_）

氏名 \_\_\_\_\_